附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（この省令の失効）

第二条　この省令は、平成二十四年度当初予算の成立の日に、その効力を失う。ただし、失効前のこの省令の規定により各地方団体に対して平成二十四年四月において交付した地方交付税の額は、地方交付税法附則第十四条の規定により読み替えられた同法第十六条第一項の規定により同月において交付する地方交付税の額の一部とみなす。

○総務省令第三十五号

地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第五条第二項の規定に基づき、平成二十四年度分の地方特例交付金の交付額の特例に関する省令を次のように定める。

平成二十四年四月二日

総務大臣　川端　達夫

平成二十四年度分の地方特例交付金の交付額の特例に関する省令

（交付額の特例）

第一条　平成二十四年四月において各地方公共団体に対して交付すべき地方特例交付金の額は、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（以下「法」という。）第五条第一項の規定にかかわらず、都道府県にあっては当該都道府県の平成二十三年度分の減収補**塡**特例交付金（地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十八号。附則第二条において「地方交付税法等改正法」という。）第四条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第二条第二項に規定する減収補**塡**特例交付金をいう。以下同じ。）の額に〇・四七〇一三九二〇を乗じて得た額と、市町村（特別区を含む。以下同じ。）にあっては当該市町村の平成二十三年度分の減収補**塡**特例交付金の額から当該市町村に係る旧法第四条第五項に規定する五百億円を総務省令で定めるところにより各市町村の自動車取得税交付金減収見込額により按分した額を控除した額（以下この項において「住宅借入金等特別税額控除分減収補**塡**特例交付金の額」という。）に〇・四七〇一三九二〇を乗じて得た額とする。ただし、平成二十四年度において交付すべき地方特例交付金の額が平成二十三年度分の減収補**塡**特例交付金の額（市町村にあっては住宅借入金等特別税額控除分減収補**塡**特例交付金の額。以下同じ。）に比して著しく減少することとなると認められる地方公共団体又は当該年度において地方特例交付金の交付を受けないこととなると認められる地方公共団体に対しては、当該交付すべき額の全部又は一部を交付しないことができる。

2　前項の場合において、概算交付都道府県調整額（平成二十四年度特別会計暫定予算により同年度の交付税及び譲与税配付金特別会計の予算に計上された地方特例交付金（以下この項において「暫定予算地方特例交付金」という。）の額の五分の二の額と前項の規定により算定した各都道府県に対して交付すべき地方特例交付金の額の合算額との間の差額をいう。以下この項において同じ。）があるときは、当該概算交付都道府県調整額を前項の規定により算定した額の最も大きい都道府県に交付すべき地方特例交付金の額に加算し、又はこれから減額し、概算交付市町村調整額（暫定予算地方特例交付金の額の五分の三の額と前項の規定により算定した各市町村に対して交付すべき地方特例交付金の額の合算額との間の差額をいう。以下この項において同じ。）があるときは、当該概算交付市町村調整額を前項の規定により算定した額の最も大きい市町村に交付すべき地方特例交付金の額に加算し、又はこれから減額する。

（廃置分合又は境界変更があった場合の交付額の算定）

第二条　前条の場合において、平成二十四年四月一日以前一年内及び同年四月二日から前条の規定により交付すべき額が交付されるまでの間に地方公共団体の廃置分合又は境界変更があった場合における平成二十三年度分の減収補填特例交付金の額は、次の各号に定めるところによる。

一　廃置分合により一の地方公共団体の区域の全部が他の地方公共団体の区域となったときは、当該廃置分合前の関係地方公共団体に係る平成二十三年度分の減収補**塡**特例交付金の額の合算額をもって、当該地方公共団体が新たに属することとなった地方公共団体の同年度分の減収補**塡**特例交付金の額とする。

二　廃置分合により一の地方公共団体の区域が分割された場合において、分割された区域に係る平成二十三年度分の減収補**塡**特例交付金の額は、当該廃置分合前の地方公共団体の平成二十三年度分の減収補**塡**特例交付金の額を、当該廃置分合により分割された区域を基礎とする独立の地方公共団体がそれぞれ平成二十三年四月一日に存在したものと仮定した場合において、これらの地方公共団体に対して交付すべきであった減収補**塡**特例交付金の額に按分した額とする。

三　境界変更により一の地方公共団体がその区域を減じた場合における当該地方公共団体の平成二十三年度分の減収補**塡**特例交付金の額は、当該境界変更前の地方公共団体に係る平成二十三年度分の減収補**塡**特例交付金の額から当該境界変更により減ずる区域及びその区域を除いた当該地方公共団体の区域のそれぞれを基礎とする独立の地方公共団体が平成二十三年四月一日に存在したものと仮定した場合において、これらの地方公共団体に対して交付すべきであった減収補**塡**特例交付金の額に按分した額のうち、境界変更により減ずる区域に係る按分額を除いた額とし、新たにその区域が属することとなった地方公共団体の平成二十三年度分の減収補**塡**特例交付金の額は、その地方公共団体に係る平成二十三年度分の減収補**塡**特例交付金の額に当該境界変更により減ずる区域に係る按分額を加えた額とする。

（端数計算）

第三条　前二条により各地方公共団体に対して交付すべき地方特例交付金の額を算定する場合において、その算定の過程及び算定した額に五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（この省令の失効）

第二条　この省令は、平成二十四年度当初予算の成立の日に、その効力を失う。ただし、失効前のこの省令の規定により各地方団体に対して平成二十四年四月において交付した地方交付税の額は、地方交付税法附則第十四条の規定により読み替えられた同法第十六条第一項の規定により同月において交付する地方交付税の額の一部とみなす。

○総務省令第三十六号

地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第五条第二項の規定に基づき、平成二十四年度分の地方特例交付金の交付額の特例に関する省令を次のように定める。

平成二十四年四月二日

総務大臣　川端　達夫

平成二十四年度分の地方特例交付金の交付額の特例に関する省令

（交付額の特例）

第一条　平成二十四年四月において各地方公共団体に対して交付すべき地方特例交付金の額は、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（以下「法」という。）第五条第一項の規定にかかわらず、都道府県にあっては当該都道府県の平成二十三年度分の減収補**塡**特例交付金（地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十八号。附則第二条において「地方交付税法等改正法」という。）第四条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第二条第二項に規定する減収補**塡**特例交付金をいう。以下同じ。）の額に〇・四七〇一三九二〇を乗じて得た額と、市町村（特別区を含む。以下同じ。）にあっては当該市町村の平成二十三年度分の減収補**塡**特例交付金の額から当該市町村に係る旧法第四条第五項に規定する五百億円を総務省令で定めるところにより各市町村の自動車取得税交付金減収見込額により按分した額を控除した額（以下この項において「住宅借入金等特別税額控除分減収補**塡**特例交付金の額」という。）に〇・四七〇一三九二〇を乗じて得た額とする。ただし、平成二十四年度において交付すべき地方特例交付金の額が平成二十三年度分の減収補**塡**特例交付金の額（市町村にあっては住宅借入金等特別税額控除分減収補**塡**特例交付金の額。以下同じ。）に比して著しく減少することとなると認められる地方公共団体又は当該年度において地方特例交付金の交付を受けないこととなると認められる地方公共団体に対しては、当該交付すべき額の全部又は一部を交付しないことができる。

2　前項の場合において、概算交付都道府県調整額（平成二十四年度特別会計暫定予算により同年度の交付税及び譲与税配付金特別会計の予算に計上された地方特例交付金（以下この項において「暫定予算地方特例交付金」という。）の額の五分の二の額と前項の規定により算定した各都道府県に対して交付すべき地方特例交付金の額の合算額との間の差額をいう。以下この項において同じ。）があるときは、当該概算交付都道府県調整額を前項の規定により算定した額の最も大きい都道府県に交付すべき地方特例交付金の額に加算し、又はこれから減額し、概算交付市町村調整額（暫定予算地方特例交付金の額の五分の三の額と前項の規定により算定した各市町村に対して交付すべき地方特例交付金の額の合算額との間の差額をいう。以下この項において同じ。）があるときは、当該概算交付市町村調整額を前項の規定により算定した額の最も大きい市町村に交付すべき地方特例交付金の額に加算し、又はこれから減額する。

（廃置分合又は境界変更があった場合の交付額の算定）

第二条　前条の場合において、平成二十四年四月一日以前一年内及び同年四月二日から前条の規定により交付すべき額が交付されるまでの間に地方公共団体の廃置分合又は境界変更があった場合における平成二十三年度分の減収補填特例交付金の額は、次の各号に定めるところによる。

一　廃置分合により一の地方公共団体の区域の全部が他の地方公共団体の区域となったときは、当該廃置分合前の関係地方公共団体に係る平成二十三年度分の減収補**塡**特例交付金の額の合算額をもって、当該地方公共団体が新たに属することとなった地方公共団体の同年度分の減収補**塡**特例交付金の額とする。

二　廃置分合により一の地方公共団体の区域が分割された場合において、分割された区域に係る平成二十三年度分の減収補**塡**特例交付金の額は、当該廃置分合前の地方公共団体の平成二十三年度分の減収補**塡**特例交付金の額を、当該廃置分合により分割された区域を基礎とする独立の地方公共団体がそれぞれ平成二十三年四月一日に存在したものと仮定した場合において、これらの地方公共団体に対して交付すべきであった減収補**塡**特例交付金の額に按分した額とする。

三　境界変更により一の地方公共団体がその区域を減じた場合における当該地方公共団体の平成二十三年度分の減収補**塡**特例交付金の額は、当該境界変更前の地方公共団体に係る平成二十三年度分の減収補**塡**特例交付金の額から当該境界変更により減ずる区域及びその区域を除いた当該地方公共団体の区域のそれぞれを基礎とする独立の地方公共団体が平成二十三年四月一日に存在したものと仮定した場合において、これらの地方公共団体に対して交付すべきであった減収補**塡**特例交付金の額に按分した額のうち、境界変更により減ずる区域に係る按分額を除いた額とし、新たにその区域が属することとなった地方公共団体の平成二十三年度分の減収補**塡**特例交付金の額は、その地方公共団体に係る平成二十三年度分の減収補**塡**特例交付金の額に当該境界変更により減ずる区域に係る按分額を加えた額とする。

（端数計算）

第三条　前二条により各地方公共団体に対して交付すべき地方特例交付金の額を算定する場合において、その算定の過程及び算定した額に五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（この省令の失効）

第二条　この省令は、平成二十四年度当初予算の成立の日に、その効力を失う。ただし、失効前のこの省令の規定により各地方団体に対して平成二十四年四月において交付した地方交付税の額は、地方交付税法附則第十四条の規定により読み替えられた同法第十六条第一項の規定により同月において交付する地方交付税の額の一部とみなす。

○総務省令第三十七号

地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第五条第二項の規定に基づき、平成二十四年度分の地方特例交付金の交付額の特例に関する省令を次のように定める。

平成二十四年四月二日

総務大臣　川端　達夫

平成二十四年度分の地方特例交付金の交付額の特例に関する省令

（交付額の特例）

第一条　平成二十四年四月において各地方公共団体に対して交付すべき地方特例交付金の額は、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（以下「法」という。）第五条第一項の規定にかかわらず、都道府県にあっては当該都道府県の平成二十三年度分の減収補**塡**特例交付金（地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十八号。附則第二条において「地方交付税法等改正法」という。）第四条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第二条第二項に規定する減収補**塡**特例交付金をいう。以下同じ。）の額に〇・四七〇一三九二〇を乗じて得た額と、市町村（特別区を含む。以下同じ。）にあっては当該市町村の平成二十三年度分の減収補**塡**特例交付金の額から当該市町村に係る旧法第四条第五項に規定する五百億円を総務省令で定めるところにより各市町村の自動車取得税交付金減収見込額により按分した額を控除した額（以下この項において「住宅借入金等特別税額控除分減収補**塡**特例交付金の額」という。）に〇・四七〇一三九二〇を乗じて得た額とする。ただし、平成二十四年度において交付すべき地方特例交付金の額が平成二十三年度分の減収補**塡**特例交付金の額（市町村にあっては住宅借入金等特別税額控除分減収補**塡**特例交付金の額。以下同じ。）に比して著しく減少することとなると認められる地方公共団体又は当該年度において地方特例交付金の交付を受けないこととなると認められる地方公共団体に対しては、当該交付すべき額の全部又は一部を交付しないことができる。

2　前項の場合において、概算交付都道府県調整額（平成二十四年度特別会計暫定予算により同年度の交付税及び譲与税配付金特別会計の予算に計上された地方特例交付金（以下この項において「暫定予算地方特例交付金」という。）の額の五分の二の額と前項の規定により算定した各都道府県に対して交付すべき地方特例交付金の額の合算額との間の差額をいう。以下この項において同じ。）があるときは、当該概算交付都道府県調整額を前項の規定により算定した額の最も大きい都道府県に交付すべき地方特例交付金の額に加算し、又はこれから減額し、概算交付市町村調整額（暫定予算地方特例交付金の額の五分の三の額と前項の規定により算定した各市町村に対して交付すべき地方特例交付金の額の合算額との間の差額をいう。以下この項において同じ。）があるときは、当該概算交付市町村調整額を前項の規定により算定した額の最も大きい市町村に交付すべき地方特例交付金の額に加算し、又はこれから減額する。

（廃置分合又は境界変更があった場合の交付額の算定）

第二条　前条の場合において、平成二十四年四月一日以前一年内及び同年四月二日から前条の規定により交付すべき額が交付されるまでの間に地方公共団体の廃置分合又は境界変更があった場合における平成二十三年度分の減収補填特例交付金の額は、次の各号に定めるところによる。

一　廃置分合により一の地方公共団体の区域の全部が他の地方公共団体の区域となったときは、当該廃置分合前の関係地方公共団体に係る平成二十三年度分の減収補**塡**特例交付金の額の合算額をもって、当該地方公共団体が新たに属することとなった地方公共団体の同年度分の減収補**塡**特例交付金の額とする。

二　廃置分合により一の地方公共団体の区域が分割された場合において、分割された区域に係る平成二十三年度分の減収補**塡**特例交付金の額は、当該廃置分合前の地方公共団体の平成二十三年度分の減収補**塡**特例交付金の額を、当該廃置分合により分割された区域を基礎とする独立の地方公共団体がそれぞれ平成二十三年四月一日に存在したものと仮定した場合において、これらの地方公共団体に対して交付すべきであった減収補**塡**特例交付金の額に按分した額とする。

三　境界変更により一の地方公共団体がその区域を減じた場合における当該地方公共団体の平成二十三年度分の減収補**塡**特例交付金の額は、当該境界変更前の地方公共団体に係る平成二十三年度分の減収補**塡**特例交付金の額から当該境界変更により減ずる区域及びその区域を除いた当該地方公共団体の区域のそれぞれを基礎とする独立の地方公共団体が平成二十三年四月一日に存在したものと仮定した場合において、これらの地方公共団体に対して交付すべきであった減収補**塡**特例交付金の額に按分した額のうち、境界変更により減ずる区域に係る按分額を除いた額とし、新たにその区域が属することとなった地方公共団体の平成二十三年度分の減収補**塡**特例交付金の額は、その地方公共団体に係る平成二十三年度分の減収補**塡**特例交付金の額に当該境界変更により減ずる区域に係る按分額を加えた額とする。

（端数計算）

第三条　前二条により各地方公共団体に対して交付すべき地方特例交付金の額を算定する場合において、その算定の過程及び算定した額に五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（この省令の失効）

第二条　この省令は、平成二十四年度当初予算の成立の日に、その効力を失う。ただし、失効前のこの省令の規定により各地方団体に対して平成二十四年四月において交付した地方交付税の額は、地方交付税法附則第十四条の規定により読み替えられた同法第十六条第一項の規定により同月において交付する地方交付税の額の一部とみなす。

○総務省令第三十八号

地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第五条第二項の規定に基づき、平成二十四年度分の地方特例交付金の交付額の特例に関する省令を次のように定める。

平成二十四年四月二日

総務大臣　川端　達夫

平成二十四年度分の地方特例交付金の交付額の特例に関する省令

（交付額の特例）

第一条　平成二十四年四月において各地方公共団体に対して交付すべき地方特例交付金の額は、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（以下「法」という。）第五条第一項の規定にかかわらず、都道府県にあっては当該都道府県の平成二十三年度分の減収補**塡**特例交付金（地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十八号。附則第二条において「地方交付税法等改正法」という。）第四条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第二条第二項に規定する減収補**塡**特例交付金をいう。以下同じ。）の額に〇・四七〇一三九二〇を乗じて得た額と、市町村（特別区を含む。以下同じ。）にあっては当該市町村の平成二十三年度分の減収補**塡**特例交付金の額から当該市町村に係る旧法第四条第五項に規定する五百億円を総務省令で定めるところにより各市町村の自動車取得税交付金減収見込額により按分した額を控除した額（以下この項において「住宅借入金等特別税額控除分減収補**塡**特例交付金の額」という。）に〇・四七〇一三九二〇を乗じて得た額とする。ただし、平成二十四年度において交付すべき地方特例交付金の額が平成二十三年度分の減収補**塡**特例交付金の額（市町村にあっては住宅借入金等特別税額控除分減収補**塡**特例交付金の額。以下同じ。）に比して著しく減少することとなると認められる地方公共団体又は当該年度において地方特例交付金の交付を受けないこととなると認められる地方公共団体に対しては、当該交付すべき額の全部又は一部を交付しないことができる。

2　前項の場合において、概算交付都道府県調整額（平成二十四年度特別会計暫定予算により同年度の交付税及び譲与税配付金特別会計の予算に計上された地方特例交付金（以下この項において「暫定予算地方特例交付金」という。）の額の五分の二の額と前項の規定により算定した各都道府県に対して交付すべき地方特例交付金の額の合算額との間の差額をいう。以下この項において同じ。）があるときは、当該概算交付都道府県調整額を前項の規定により算定した額の最も大きい都道府県に交付すべき地方特例交付金の額に加算し、又はこれから減額し、概算交付市町村調整額（暫定予算地方特例交付金の額の五分の三の額と前項の規定により算定した各市町村に対して交付すべき地方特例交付金の額の合算額との間の差額をいう。以下この項において同じ。）があるときは、当該概算交付市町村調整額を前項の規定により算定した額の最も大きい市町村に交付すべき地方特例交付金の額に加算し、又はこれから減額する。

（廃置分合又は境界変更があった場合の交付額の算定）

第二条　前条の場合において、平成二十四年四月一日以前一年内及び同年四月二日から前条の規定により交付すべき額が交付されるまでの間に地方公共団体の廃置分合又は境界変更があった場合における平成二十三年度分の減収補填特例交付金の額は、次の各号に定めるところによる。

一　廃置分合により一の地方公共団体の区域の全部が他の地方公共団体の区域となったときは、当該廃置分合前の関係地方公共団体に係る平成二十三年度分の減収補**塡**特例交付金の額の合算額をもって、当該地方公共団体が新たに属することとなった地方公共団体の同年度分の減収補**塡**特例交付金の額とする。

二　廃置分合により一の地方公共団体の区域が分割された場合において、分割された区域に係る平成二十三年度分の減収補**塡**特例交付金の額は、当該廃置分合前の地方公共団体の平成二十三年度分の減収補**塡**特例交付金の額を、当該廃置分合により分割された区域を基礎とする独立の地方公共団体がそれぞれ平成二十三年四月一日に存在したものと仮定した場合において、これらの地方公共団体に対して交付すべきであった減収補**塡**特例交付金の額に按分した額とする。

三　境界変更により一の地方公共団体がその区域を減じた場合における当該地方公共団体の平成二十三年度分の減収補**塡**特例交付金の額は、当該境界変更前の地方公共団体に係る平成二十三年度分の減収補**塡**特例交付金の額から当該境界変更により減ずる区域及びその区域を除いた当該地方公共団体の区域のそれぞれを基礎とする独立の地方公共団体が平成二十三年四月一日に存在したものと仮定した場合において、これらの地方公共団体に対して交付すべきであった減収補**塡**特例交付金の額に按分した額のうち、境界変更により減ずる区域に係る按分額を除いた額とし、新たにその区域が属することとなった地方公共団体の平成二十三年度分の減収補**塡**特例交付金の額は、その地方公共団体に係る平成二十三年度分の減収補**塡**特例交付金の額に当該境界変更により減ずる区域に係る按分額を加えた額とする。

（端数計算）

第三条　前二条により各地方公共団体に対して交付すべき地方特例交付金の額を算定する場合において、その算定の過程及び算定した額に五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（この省令の失効）

第二条　この省令は、平成二十四年度当初予算の成立の日に、その効力を失う。ただし、失効前のこの省令の規定により各地方団体に対して平成二十四年四月において交付した地方交付税の額は、地方交付税法附則第十四条の規定により読み替えられた同法第十六条第一項の規定により同月において交付する地方交付税の額の一部とみなす。

○総務省令第三十九号

地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第五条第二項の規定に基づき、平成二十四年度分の地方特例交付金の交付額の特例に関する省令を次のように定める。

平成二十四年四月二日

総務大臣　川端　達夫

平成二十四年度分の地方特例交付金の交付額の特例に関する省令

（交付額の特例）

第一条　平成二十四年四月において各地方公共団体に対して交付すべき地方特例交付金の額は、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（以下「法」という。）第五条第一項の規定にかかわらず、都道府県にあっては当該都道府県の平成二十三年度分の減収補**塡**特例交付金（地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十八号。附則第二条において「地方交付税法等改正法」という。）第四条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第二条第二項に規定する減収補**塡**特例交付金をいう。以下同じ。）の額に〇・四七〇一三九二〇を乗じて得た額と、市町村（特別区を含む。以下同じ。）にあっては当該市町村の平成二十三年度分の減収補**塡**特例交付金の額から当該市町村に係る旧法第四条第五項に規定する五百億円を総務省令で定めるところにより各市町村の自動車取得税交付金減収見込額により按分した額を控除した額（以下この項において「住宅借入金等特別税額控除分減収補**塡**特例交付金の額」という。）に〇・四七〇一三九二〇を乗じて得た額とする。ただし、平成二十四年度において交付すべき地方特例交付金の額が平成二十三年度分の減収補**塡**特例交付金の額（市町村にあっては住宅借入金等特別税額控除分減収補**塡**特例交付金の額。以下同じ。）に比して著しく減少することとなると認められる地方公共団体又は当該年度において地方特例交付金の交付を受けないこととなると認められる地方公共団体に対しては、当該交付すべき額の全部又は一部を交付しないことができる。

2　前項の場合において、概算交付都道府県調整額（平成二十四年度特別会計暫定予算により同年度の交付税及び譲与税配付金特別会計の予算に計上された地方特例交付金（以下この項において「暫定予算地方特例交付金」という。）の額の五分の二の額と前項の規定により算定した各都道府県に対して交付すべき地方特例交付金の額の合算額との間の差額をいう。以下この項において同じ。）があるときは、当該概算交付都道府県調整額を前項の規定により算定した額の最も大きい都道府県に交付すべき地方特例交付金の額に加算し、又はこれから減額し、概算交付市町村調整額（暫定予算地方特例交付金の額の五分の三の額と前項の規定により算定した各市町村に対して交付すべき地方特例交付金の額の合算額との間の差額をいう。以下この項において同じ。）があるときは、当該概算交付市町村調整額を前項の規定により算定した額の最も大きい市町村に交付すべき地方特例交付金の額に加算し、又はこれから減額する。

（廃置分合又は境界変更があった場合の交付額の算定）

第二条　前条の場合において、平成二十四年四月一日以前一年内及び同年四月二日から前条の規定により交付すべき額が交付されるまでの間に地方公共団体の廃置分合又は境界変更があった場合における平成二十三年度分の減収補填特例交付金の額は、次の各号に定めるところによる。

一　廃置分合により一の地方公共団体の区域の全部が他の地方公共団体の区域となったときは、当該廃置分合前の関係地方公共団体に係る平成二十三年度分の減収補**塡**特例交付金の額の合算額をもって、当該地方公共団体が新たに属することとなった地方公共団体の同年度分の減収補**塡**特例交付金の額とする。

二　廃置分合により一の地方公共団体の区域が分割された場合において、分割された区域に係る平成二十三年度分の減収補**塡**特例交付金の額は、当該廃置分合前の地方公共団体の平成二十三年度分の減収補**塡**特例交付金の額を、当該廃置分合により分割された区域を基礎とする独立の地方公共団体がそれぞれ平成二十三年四月一日に存在したものと仮定した場合において、これらの地方公共団体に対して交付すべきであった減収補**塡**特例交付金の額に按分した額とする。

三　境界変更により一の地方公共団体がその区域を減じた場合における当該地方公共団体の平成二十三年度分の減収補**塡**特例交付金の額は、当該境界変更前の地方公共団体に係る平成二十三年度分の減収補**塡**特例交付金の額から当該境界変更により減ずる区域及びその区域を除いた当該地方公共団体の区域のそれぞれを基礎とする独立の地方公共団体が平成二十三年四月一日に存在したものと仮定した場合において、これらの地方公共団体に対して交付すべきであった減収補**塡**特例交付金の額に按分した額のうち、境界変更により減ずる区域に係る按分額を除いた額とし、新たにその区域が属することとなった地方公共団体の平成二十三年度分の減収補**塡**特例交付金の額は、その地方公共団体に係る平成二十三年度分の減収補**塡**特例交付金の額に当該境界変更により減ずる区域に係る按分額を加えた額とする。

（端数計算）

第三条　前二条により各地方公共団体に対して交付すべき地方特例交付金の額を算定する場合において、その算定の過程及び算定した額に五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（この省令の失効）

第二条　この省令は、平成二十四年度当初予算の成立の日に、その効力を失う。ただし、失効前のこの省令の規定により各地方団体に対して平成二十四年四月において交付した地方交付税の額は、地方交付税法附則第十四条の規定により読み替えられた同法第十六条第一項の規定により同月において交付する地方交付税の額の一部とみなす。

○総務省令第四十号

地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第五条第二項の規定に基づき、平成二十四年度分の地方特例交付金の交付額の特例に関する省令を次のように定める。

平成二十四年四月二日

総務大臣　川端　達夫

平成二十四年度分の地方特例交付金の交付額の特例に関する省令

（交付額の特例）

第一条　平成二十四年四月において各地方公共団体に対して交付すべき地方特例交付金の額は、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（以下「法」という。）第五条第一項の規定にかかわらず、都道府県にあっては当該都道府県の平成二十三年度分の減収補**塡**特例交付金（地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十八号。附則第二条において「地方交付税法等改正法」という。）第四条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第二条第二項に規定する減収補**塡**特例交付金をいう。以下同じ。）の額に〇・四七〇一三九二〇を乗じて得た額と、市町村（特別区を含む。以下同じ。）にあっては当該市町村の平成二十三年度分の減収補**塡**特例交付金の額から当該市町村に係る旧法第四条第五項に規定する五百億円を総務省令で定めるところにより各市町村の自動車取得税交付金減収見込額により按分した額を控除した額（以下この項において「住宅借入金等特別税額控除分減収補**塡**特例交付金の額」という。）に〇・四七〇一三九二〇を乗じて得た額とする。ただし、平成二十四年度において交付すべき地方特例交付金の額が平成二十三年度分の減収補**塡**特例交付金の額（市町村にあっては住宅借入金等特別税額控除分減収補**塡**特例交付金の額。以下同じ。）に比して著しく減少することとなると認められる地方公共団体又は当該年度において地方特例交付金の交付を受けないこととなると認められる地方公共団体に対しては、当該交付すべき額の全部又は一部を交付しないことができる。

2　前項の場合において、概算交付都道府県調整額（平成二十四年度特別会計暫定予算により同年度の交付税及び譲与税配付金特別会計の予算に計上された地方特例交付金（以下この項において「暫定予算地方特例交付金」という。）の額の五分の二の額と前項の規定により算定した各都道府県に対して交付すべき地方特例交付金の額の合算額との間の差額をいう。以下この項において同じ。）があるときは、当該概算交付都道府県調整額を前項の規定により算定した額の最も大きい都道府県に交付すべき地方特例交付金の額に加算し、又はこれから減額し、概算交付市町村調整額（暫定予算地方特例交付金の額の五分の三の額と前項の規定により算定した各市町村に対して交付すべき地方特例交付金の額の合算額との間の差額をいう。以下この項において同じ。）があるときは、当該概算交付市町村調整額を前項の規定により算定した額の最も大きい市町村に交付すべき地方特例交付金の額に加算し、又はこれから減額する。

（廃置分合又は境界変更があった場合の交付額の算定）

第二条　前条の場合において、平成二十四年四月一日以前一年内及び同年四月二日から前条の規定により交付すべき額が交付されるまでの間に地方公共団体の廃置分合又は境界変更があった場合における平成二十三年度分の減収補填特例交付金の額は、次の各号に定めるところによる。

一　廃置分合により一の地方公共団体の区域の全部が他の地方公共団体の区域となったときは、当該廃置分合前の関係地方公共団体に係る平成二十三年度分の減収補**塡**特例交付金の額の合算額をもって、当該地方公共団体が新たに属することとなった地方公共団体の同年度分の減収補**塡**特例交付金の額とする。

二　廃置分合により一の地方公共団体の区域が分割された場合において、分割された区域に係る平成二十三年度分の減収補**塡**特例交付金の額は、当該廃置分合前の地方公共団体の平成二十三年度分の減収補**塡**特例交付金の額を、当該廃置分合により分割された区域を基礎とする独立の地方公共団体がそれぞれ平成二十三年四月一日に存在したものと仮定した場合において、これらの地方公共団体に対して交付すべきであった減収補**塡**特例交付金の額に按分した額とする。

三　境界変更により一の地方公共団体がその区域を減じた場合における当該地方公共団体の平成二十三年度分の減収補**塡**特例交付金の額は、当該境界変更前の地方公共団体に係る平成二十三年度分の減収補**塡**特例交付金の額から当該境界変更により減ずる区域及びその区域を除いた当該地方公共団体の区域のそれぞれを基礎とする独立の地方公共団体が平成二十三年四月一日に存在したものと仮定した場合において、これらの地方公共団体に対して交付すべきであった減収補**塡**特例交付金の額に按分した額のうち、境界変更により減ずる区域に係る按分額を除いた額とし、新たにその区域が属することとなった地方公共団体の平成二十三年度分の減収補**塡**特例交付金の額は、その地方公共団体に係る平成二十三年度分の減収補**塡**特例交付金の額に当該境界変更により減ずる区域に係る按分額を加えた額とする。

（端数計算）

第三条　前二条により各地方公共団体に対して交付すべき地方特例交付金の額を算定する場合において、その算定の過程及び算定した額に五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（この省令の失効）

第二条　この省令は、平成二十四年度当初予算の成立の日に、その効力を失う。ただし、失効前のこの省令の規定により各地方団体に対して平成二十四年四月において交付した地方交付税の額は、地方交付税法附則第十四条の規定により読み替えられた同法第十六条第一項の規定により同月において交付する地方交付税の額の一部とみなす。

○総務省令第四十一号

地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する省令（平成十一年自治省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

2　平成二十四年四月において地方公共団体に対して交付すべき地方特例交付金の額は、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十八号）附則第五条第二項の規定により読み替えられた法第五条第一項の規定により算定した額が最も大きい都道府県に概算交付都道府県調整額（平成二十四年度分の地方特例交付金の交付額の特例に関する省令（平成二十四年総務省令第三十五号）第一条第二項に規定する概算交付都道府県調整額をいう。）を加算し、又はこれから減額し、当該算定した額が最も大きい市町村に概算交付市町村調整額（同項に規定する概算交付市町村調整額をいう。）を加算し、又はこれから減額するものとする。

○法務省令第十二号

手形法（昭和七年法律第二十号）第八十三条及び小切手法（昭和八年法律第五十七号）第六十九条の規定に基づき、昭和八年司法省令第三十八号の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年四月二日

法務大臣　小川　敏夫

昭和八年司法省令第三十八号の一部を改正する省令

昭和八年司法省令第三十八号の一部を次のように改正する。

別表萩手形交換所の項を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○金融庁告示第三十四号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第四十二条第二項及び第四十二条の二第二項の規定に基づき、平成十九年九月金融庁告示第九十号（本庁監理金融商品取引業者等を指定する件）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十四年四月二日

金融庁長官　畑中龍太郎